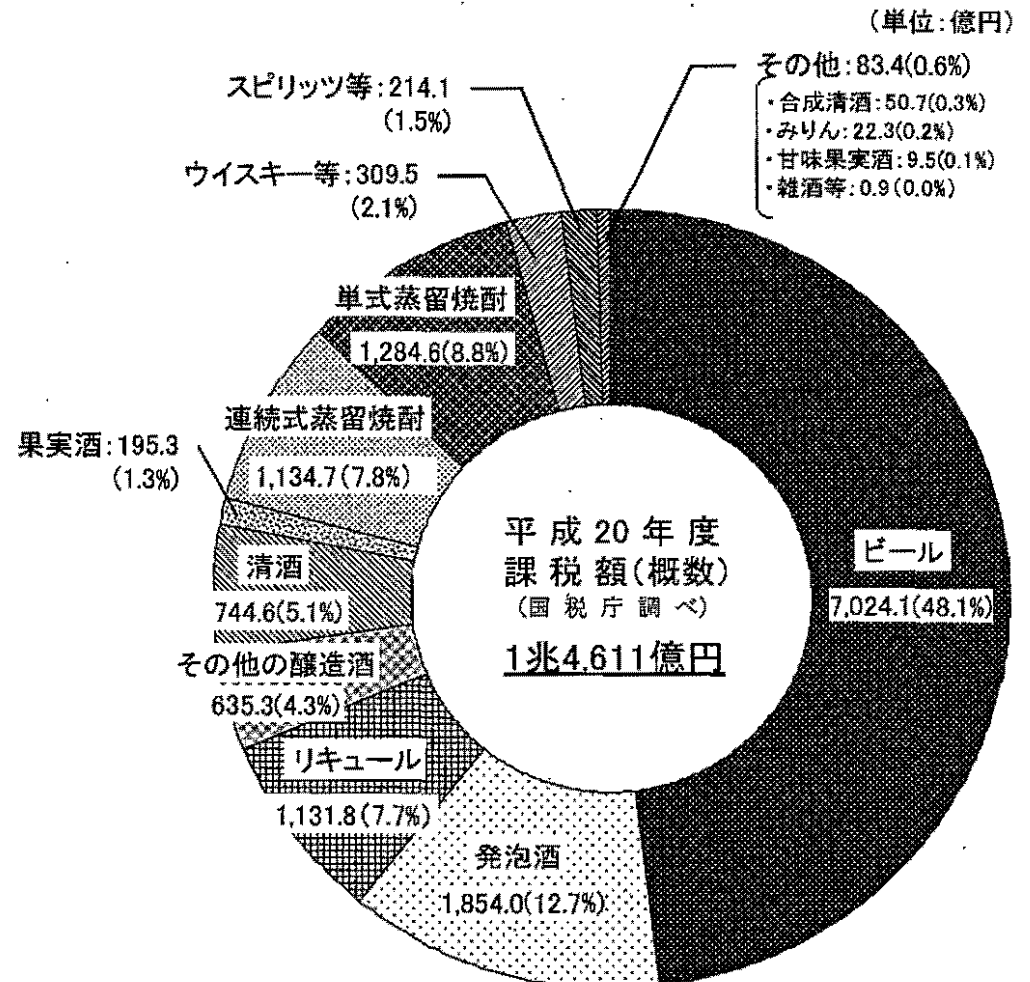


# 【 酒 税 】

## 酒 税 の 概 要

- 酒税の税率は、各酒類の消費状況等を考慮して設定
- 酒税収入の約7割は、ビール、発泡酒等によるもの

区 分	税 率 (1ℓ当たり)
発 泡 性 酒 類	220,000円
発泡酒（麦芽比率25～50%未満）	178,125円
"（麦芽比率25%未満）	134,250円
その他の発泡性酒類 （ホップ等を原料としたもの（一定のものを除く。）を除く。）	80,000円
醸 造 酒 類	140,000円
清 酒	120,000円
果 実 酒	80,000円
蒸 留 酒 類	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
ウイスキー・ブランデー・スピリッツ	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
混 成 酒 類	アルコール分1度当たり 11,000円 ※
合 成 清 酒	100,000円
みりん・雑酒（みりん類似）	20,000円
甘味果実酒・リキュール	アルコール分1度当たり 10,000円 ※
粉 末 酒	390,000円



- (備考) 1. 発泡性酒類・・・ビール、発泡酒、その他の発泡性酒類（ビール及び発泡酒以外の酒類のうちアルコール分10度未満で発泡性を有するもの）  
 2. 醸造酒類・・・清酒、果実酒、その他の醸造酒（その他の発泡性酒類を除く。）  
 3. 蒸留酒類・・・連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール、スピリッツ（その他の発泡性酒類を除く。）  
 4. 混成酒類・・・合成清酒、みりん、甘味果実酒、リキュール、粉末酒、雑酒（その他の発泡性酒類を除く。）

※ それぞれ一定のアルコール分に満たないものについては下限あり。

# 【たばこ税】

たばこ税等の税負担額

現行のたばこ税等の課税方式は、たばこの本数に応じた従量税方式を採用。【国+地方：8,744円/千本】

たばこ1箱(例:300円、20本入り)の場合

たばこ税等の税額 174.88円

消費税 14.28円	国 税 87.44円	地方税 87.44円	税抜価格 110.84円
---------------	---------------	---------------	-----------------

(参考) たばこ税等の税収額 (国・地方：平成21年度予算、地方財政計画額) (単位：億円)

20,795

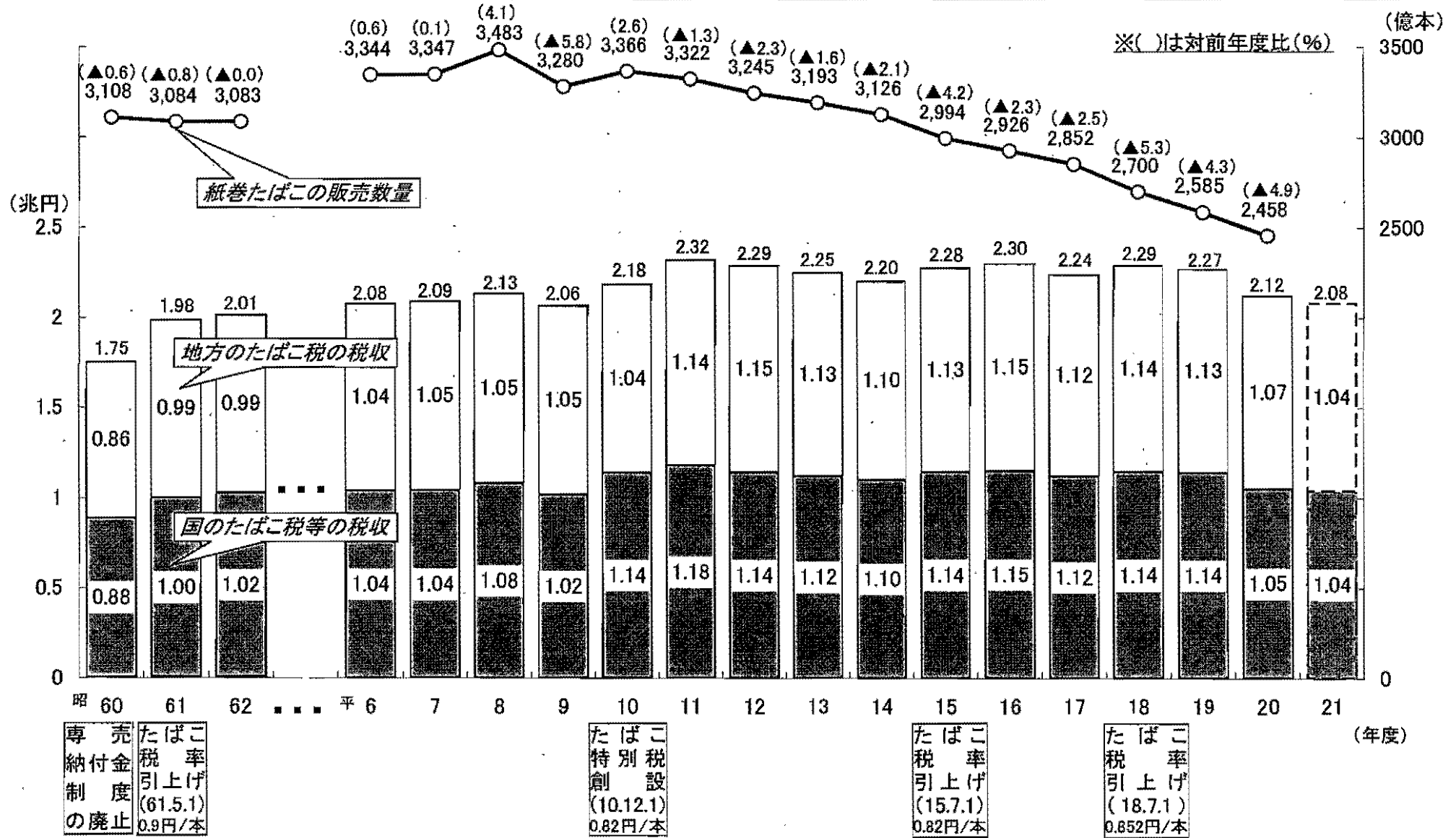
国 税 10,377		地方税 10,418	
たばこ特別税 1,947	たばこ税 8,430 (6,322)	地方交付税分 (25%) (2,108)	道府県たばこ税 2,559
			市町村たばこ税 7,859

実質国分 8,269(40%)

実質地方分 12,526(60%)

# たばこ税等の税收と紙巻たばこの販売数量の推移

紙巻たばこの販売数量は、平成8年度をピークに年々減少している。他方、税率引上げ等により、税收は2兆円台を維持。



(備考) 1. 国のたばこ税等の税收は平成20年度までは決算額、平成21年度は予算額である。  
 2. 地方のたばこ税の税收は平成19年度までは決算額、平成20年度決算見込額、平成21年度は地方財政計画額である。  
 3. 紙巻たばこの販売数量は、日本たばこ協会調べによる。

## たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(抄)

### 第2部 目的、基本原則及び一般的義務

#### 第3条 目的

この条約及び議定書は、たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

### 第3部 たばこの需要の減少に関する措置

#### 第6条 たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置

- 1 締約国は、価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であることを認識する。
- 2 各締約国は、課税政策を決定し及び確立する締約国の主権的権利を害されることなく、たばこの規制に関する自国の保健上の目的を考慮すべきであり、並びに、適当な場合には、措置を採択し又は維持すべきである。その措置には、次のことを含めることができる。
  - (a) たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。
  - (b) 適当な場合には、免税のたばこ製品について一の国から他の国に移動する者に対する販売又は当該者による輸入を禁止し又は制限すること。
- 3 締約国は、第21条の規定に従い、締約国会議に対する定期的な報告においてたばこ製品の税率及びたばこの消費の動向を示す。